



# 給与支払報告書 にかかると特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

		個人番号 又は法人番号				特別徴収義務者指定番号				
寒河江市長 様 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称			この届出 書に応答 される方	係		
				所在地		郵便番号		氏名		
						-		電話		
給与所得者		個人番号		(ア) 特別徴収税	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
フリガナ				円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 理由( )	
氏名				円	円	円	月			
旧住所		(1月1日現在の住所……必ず記入願います)					日			
現住所		(給与支払いを受けなくなった後の住所)								
新しい勤務先の 名称及び所在地		名称	(電話 )							
		所在地	郵便番号							
		新勤務先で 月から毎月		円を徴収する旨連絡		済未				
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額) を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。										
一括徴収の理由				徴収予定						
1.異動が令和5年12月31日までで 申し出があったため				徴収予定	徴収予定	徴収予定				
				月 日	金額	額合計				
				月 日	円					
2.異動が令和6年1月1日以降で 特別徴収継続の希望がないため				月 日	円					
				月 日	円					
一括徴収した税額は 月分( 月 日 納期限分)といっしょに納入します										

  

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
地区世帯番号		旧指定番号		新指定番号	
処理月日					
備考欄					

## 記載上の注意

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において、特別徴収の継続を希望する場合には、「1. 特別徴収継続」を○で囲んでください。
  - (2) 異動後、令和6年5月31日までに支払われる給与又は、退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収」を○で囲んでください。
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「3. 普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の①～③の中から選んで、該当する番号を「理由( )」欄に記入してください。
    - ① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため
    - ② 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下である
    - ③ 死亡による退職であるため
- ※上記①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。